

障第237号
令和3年4月23日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部長

『「第4波」非常事態宣言～変異株の脅威から皆様を守るために～』について

全国的に、新型コロナ「第4波」が今までの波をはるかに上回るスピードで急拡大しています。その最大の要因は「変異株」であり、「変異株」は感染力が極めて高く、重症化する可能性も高いことが指摘されています。

感染が急拡大している大阪府及び兵庫県では、今や新規感染者の8割が「変異株」となっています。本県でも、4月上旬の1週間の「変異株陽性率」は6.2%となっており、2週間前の大坂府と同水準です。この急激な変異株陽性率の上昇からみて、県内でも、関西圏のような「感染の急拡大」とこれに伴う「病床のひっ迫」が現実味を帯びており、現在の状況は、今後、「感染の急拡大」となるか、踏みとどまるか、その瀬戸際に立っています。

新型コロナウイルスは、高齢者にとっても、若者にとっても、大きな脅威です。若者は、死亡率は低いものの、後遺症に苦しむ例が国内外で多数報告されており、また70代以上の高齢者の死亡率(13.8%)は、県内の全年代の平均(2.3%)と比べ極めて高い水準となっています。変異株陽性率の急上昇の中にある現在、若者から高齢者への感染を何としても断ち切る必要があります。

そのため、この度、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部により『「第4波」非常事態宣言～変異株の脅威から皆様を守るために～』が示されたところです。

県内の障害福祉サービス事業所等におかれでは、上記非常事態宣言の趣旨に基づき、第4波拡大阻止に向け、下記によりすべての関係者に対する感染拡大防止の取組みの徹底を継続願います。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底継続と、大型連休中の慎重な行動の実施

新型コロナウイルスは、人と人との接触が増えるほど感染拡大を引き起こします。県内外からの帰省やレジャーなど、人の流れが活発化し、またイベント等で「密」になる機会が増える大型連休における対策が極めて重要となります。

各事業所等におかれましては、職員とご利用者、またそのご家族に対し、基本的な感染防止対策を徹底継続していただくとともに、大型連休期間中は、密になる機会を

徹底的に避けるなど、慎重な行動を実施していただくよう、働きかけをお願いします。

2 これまでの感染拡大防止対策の継続徹底

- (1) 「ぎふコロナガード」（感染対策担当者）による重点的な対策チェックの実施
各施設で設置している「ぎふコロナガード」（感染対策担当者）により、以下の項目に対する重点的なチェックをお願いします。

- 日常生活での予防策の徹底（マスク、手指衛生、三密回避の徹底継続）
- 施設の感染防止体制（職員研修の実施など）
- 持ち込まない対策（職員、利用者、委託業者等すべての関係職員への水際対策）
- 施設内の対策（利用者の体調管理、食事場所や更衣室対策等）

(2) 職員、利用者等の感染防止対策について

- ・ 派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に出入りするすべての関係職員等を対象に、感染防止対策の実施をお願いします。
- ・ 職員の方は体調不良の時は適切に休み、診療を受けることの徹底をお願いします。

(3) 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について

- ・ 職員、利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックを継続し、水際作戦の徹底の継続をお願いします。
- ・ 施設内の標準予防策（マスクの常用、手指衛生の強化等）の再確認、強化・徹底の継続をお願いします。
- ・ 食事の場所や更衣室（ロッカー室）については、他の職員等と一定の距離を保つなど、感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。
- ・ 入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、感染が懸念される場合にはマスクに加えフェイスシールド等の個人防護具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・ 通所系施設では、送迎車両でのマスク着用及び換気等の実施、共用部分やリハビリ機器の消毒及び手指衛生の強化、感染が懸念される場合には食事時及び入浴時のマスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。

(4) 入所施設での予防的検査の実施について

県及び岐阜市では、感染拡大兆候の事前探知に向け、入所施設の従業者を対象とした予防的検査の実施を進めています。各入所施設においては、予防的検査の積極的な実施をお願いします。

<添付資料>

- ・『「第4波」非常事態宣言～変異株の脅威から皆様を守るために～』『「第4波」非常事態対策』（令和3年4月23日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
T E L	058-272-1111	内線 2686	
F A X	058-278-2643		